

『本朝麗藻』全注釈(七)

今 浜 通 隆

〈承前〉

さて、とにかく、『桂林遺考抄』へ「依同房為他儒例」の中に見える本人の上奏文によれば、大江通直は、正暦三年(九九二)十二月十一日の時点で、その年齢は「過強任之期」(四十歳前後)であり、その官位は「文章得業生・正六位上・美作権大掾」であった。そして、当時、ようやくその彼にも遅い春が訪れたらしく、どうやら「方略宣旨」を蒙って今まさにそれに応じようとしていたことが、それによってわかる。

大江朝綱の孫であり、その「門業」や「家風」に人一倍の誇りを抱いていたであろう通直にとっては、それこそ、待ちに待ったその時がようやくやってきた、という思いが強かったに違いない。考えてみれば、同輩と目される大江匡衡などはその昔の天元二年(九九七)に二十八歳ではやばやと対策及第を果たしていたし、同じく大江以言(もと弓削姓)などもすでに永延年中(九八七―九八八)に三十三、四歳でとうとうその念願を成就させていた。また、通直がようやく「方略宣旨」を手にしたこの正暦三年(九九二)の頃に

は、前者は、「中古歌仙三十六人伝」によると、はやくも「從五位上」に叙せられ(永祚元年正月七日)、「文章博士」に任じられ(同年十一月二十八日)、「次侍從」に補せられ(正暦二年正月一日)、「尾張権守」を兼職していた(同三年正月二十日)。後者は、「本朝麗藻」(巻下)所収の「七言・暮春陪員外藤納言書閣・餞飛州刺史赴任。應教詩、一首并序」によると、いまだ「無官」(散位)の身ではあったが、権中納言伊周邸での高岳相如送別の詩宴にはその詩序を作っており(正暦三年三月)、すでに当時の漢文学壇に重きをなしていた。これらのライバルにはつきりと遅れて、通直は四十歳前後の今、ようやく対策に應じることができるようである。彼の喜びはいかばかりであったろうか。さきの上奏文中に見える「更迷揚歴之志」という言葉の中に、ようやく迎えることができた「春」の訪れ、それに対する彼の喜びと恐れとを感じないではいられない。

ところで、「揚歴」(類従本には「楊歴」)に作り、「大日本史料」本(二の一・九〇九頁)には「揚曆」に作る。)という言葉は、選抜して任用する意であるが、例えば、その出典として、「賢ヲ優ス

ルコトハ揚歴ニ著ハレ(優賢著於揚歴)へ「文選」左思「魏都賦」へという一文を挙げる事ができよう。その一文の呂向の注に、「又曰ク、著ハ明ナリ。其ノ賢才ヲ優シ、其ノ搜揚ヲ明カニシテ、之ヲ歴試ス。」へ四部叢刊本「六臣注文選」へとあるように、「揚歴」とは、もともと、民間の賢才を広く求めてそれに試験を施し、それを選抜して官に任用する意を持つ言葉であった。つまり、官吏登用のための試験のことを指していた。そのためであろうが、「家記」ニ云フ、献策ヲ又揚歴ト曰フ。楊庭ノ試ヲ奉ズレバナリト。「桂林遺芳抄」献策雜例事「献策号「揚歴事」へとあるように、わが国では、「揚歴」という言葉が「献策」(対策)を直接に指示するものとして使用されている。意味が限定されている。通直のさきの上奏文中に見えるそれも、そうした使用例であることは言うまでもない。

「揚歴」が対策を直接に指示しているとすると、通直が「更ニ揚歴ノ志ニ迷フ」と言っているのは、四十歳前後になってなお対策に臨まなければならなかった当時の彼の不安な心を述べていることになる。勿論、その不安感は、大きな喜びを得たその結果としてもたらされたものであつたらう。待ちに待った「春」がようやく彼にも訪れようとしているのである。まず、その「春」を迎えるための大きな喜びがあり、次に、それに対する恐れが生ずる。「迷」とは、彼のそのような複雑な心を反映した言葉であるように思う。

以上、これまで述べてきた正暦三年十二月十一日付けの通直の上奏文によって、当時の彼の位階と官職とを確認することができ、また、当時の彼の年齢(四十歳前後)を想定し、彼の置かれていた状

況を推測することができた。中でも、当時の彼の年齢を想定できたのは大きな収穫であつたように思う。なぜなら、これまで手掛かりが少なく不鮮明であつた彼の人間像(生涯)が、それによってより個性化できたからであり、これからもそれが可能だからである。同じく彼の文学活動が、これから、それによってより具体化できるからである。

前者の人間像(生涯)については、これまでも述べてきたように、例えば、通直の出生年次を天曆七年頃と推定でき、それによつて、彼と祖父の朝綱(天徳元年死去)との関係、彼のライバルであつたはずの匡衡(天曆六年誕生)や以言(天曆九年誕生)との関係を対比させながら説明することができた。勿論、今後彼の人間像(生涯)については、例えば、彼の文章博士就任は、「二中歴」へ「儒者歴」へによると、「寛弘七八・従四下」となっており、それは寛弘七年八月のことであつたとするが、そうすると、当時の彼の年齢は五十八歳前後ということになり、匡衡のそれが三十八歳(初回の就任は永祚元年十一月へ同上)、以言のそれが四十七歳(長保三年八月へ同上)であつたのに比較して、それがはるかに遅れているということなどを個性的に説明し、述べる事ができるだろう。一方、後者の文学活動については、もっぱらこれから述べることになるはずである。例えば、通直の年齢が想定できたことによつて、寛弘三年三月二十四日の道長邸での作文会における「花鳥春資貯」(上の10)という彼の七律の、その第八句目には、「鬢雪甚寒」と詠じられているのであるが、それは当時五十四歳前後の彼の実像を割合に忠実に反映させているのではないか、その年齢からい

つて、「白髪が寒さにふるえている」という表現は十分に納得されるのではないか、ということなどを具体的に理解することができようように思う。

ところで、さきの正暦三年（九九二）十二月十一日付けの通直の上奏文は、内容的には自分の対策時の問頭博士を藤原弘道に指定申請したものであった。対策時の問頭博士については、「問頭博士は式部省官人（輔等）中の儒者で、大体定まってるが、それがもし故障があったり、又文章院に於いて同じ曹司の出身である場合には、受験者の方から適当な問頭博士を指定申請する。」へ「上代学制の研究」二九二頁と書かれているが、今回の通直の場合も、それを彼の方から指定申請したわけである。その理由は、上奏文中に、「而大輔菅原朝臣依有_レ故障不_レ能_レ□□。」とあるところからすると、当時の式部大輔の菅原朝臣（「公卿補任」によると菅原輔正六十八歳）に不都合があったためであり、また、同じく、「少輔三善朝臣佐忠・巨勢為時等皆是同坊也。」とあるところからすると、当時の式部少輔の三善佐忠や巨勢為時などが彼とは文章院の同じ曹司の出身者であったため、であったということになる。

通直が問頭博士に指定申請した藤原弘道は、文章博士・従四位上であった後生（天禄元年七月十二日卒。六十二歳へ「尊卑分脈」）の一男で、のちに文章博士（長徳元年正月に従五位下で就任へ「二中歴」「儒職歴」）や東宮学士（長徳二年就任（同上））などの儒職を歴任し、従四位下に至った人物であるへ「尊卑分脈」し。しかし、寛弘五年四月二十三日に五十八歳で卒したとする説（同上）に従うと（なお、「権記」によると、同年同月二十二日に五十五歳

で卒したという）、通直が問頭博士に指定申請した正暦三年時には、彼の年齢は四十二歳ということになる（「権記」説によると三十九歳）。対策を受ける通直が四十歳前後ということであったから、年齢的には彼我の差はそれほどなかったかと想像される。

ただ、ここで一つ注目されるのは、通直によって問頭博士に指定申請された弘道の年齢が四十二歳（三十九歳）であったということによって、当時の通直の年齢がそれ以下であったらしいということが推測できることである。というのは、問頭博士を指定申請する場合には、「他儒士三至リテハ、或イハ是レ門族・同房ノ諱（はばかり）有リ。或イハ亦タ惟貞ト其ノ年齒ヲ論ズレバ、則チ己ニ子弟為ルナリ。」へ「桂林遺芳抄」「依_レ同房為_レ他儒_レ例」へと藤原惟貞が言っているように、一般的には、門族や同房の者は勿論のこと、年齢が自分よりも下である者を避けたからである。確かに自分よりも年少の者を問頭博士に指定申請するのは不都合であるように思うが、通直の場合もそれを恐らく憚ったに違いないと思う。そうすると、通直の年齢は、四十歳前後とは言っても、その上限は四十二歳（三十九歳）には達していなかったということになる。それは四十一歳（三十八歳）以下ということになり、彼の年齢はこれまでより一層限定されてくるように思える。注目すべき点であろう。

その、当時四十二歳（あるいは三十九歳）の弘道の官職は、「内記」であったという。「桂林遺芳抄」では欠字のため不明であるが、さきの「二中歴」へ「儒職歴」の記事によると、その三年後の長徳元年正月には従五位下で文章博士に就任しており、恐らく、その「内記」というのは、大内記（正六位上相当官）であったに違

いないと思われる。ただし、たとい大内記であっても、それは「儒官」ではない。それ故に、当時の弘道を問頭博士に指定申請するのは不都合であるように思われるが、一方では、「儒官」でない者を指定申請して、それが認められてもいたらしい。「桂林遺芳抄」

へ「非儒官人間頭例」には、その「旧例」として、寛和二年十二月二十五日の宣旨で、藤原惟貞が民部大輔の三善道統を指定申請してそれが認められた例、正暦三年十二月二十日の宣旨で、藤原為文が勘解由次官の藤原惟貞を指定申請してそれが認められた例、そして、この通直の場合の、正暦三年十二月二十八日の宣旨で認められた例などが挙げられている。通直が弘道を指定申請する時には、寛和二年の惟貞の先例やほぼ同時の為文の例を参考にしたわけである。

なかでも、後者の藤原為文の例を参考にすることは、通直自身がその上奏文の中で、「右、謹ミテ案内を檢(けみ)スルニ、通直・為文ハ献策ヲ課試ス可キノ由、宣旨ヲ下サル。而ルニ大輔ノ菅原朝臣ハ故障有ルニ依リテ□□スル能ハズ。少輔ノ三善朝臣佐忠・巨勢為時等ハ皆是レ同坊ナリ。仍(すなは)チ為文ハ勘解由次官ノ藤原朝臣惟貞ヲ以テ問頭に申請シ、己ニ宣旨ヲ蒙レリ。……為文ハ己ニ優許ヲ蒙レバ、通直ハ蓋(なん)ゾ傍跡ヲ仰ガザル。望ミ請フラクハ、天恩ノ傍例ニ因准シテ、件ノ弘道ヲ以テ問頭ト為サンコトヲ。……。」と言っていることよって、明白である。通直は、とくに為文の例に従って、問頭博士を指定申請したらしい。

ところで、その藤原為文の場合であるが、彼は、正暦三年十二月八日に藤原惟貞(勘解由次官・従五位下)を問頭博士に指定申請していたへ「桂林遺芳抄」「省官故障之時用他儒例」へ。その上奏

文は、確かに、通直のその三日前に提出されている。その理由は、「式部大輔菅原朝臣相・当問頭、而彼朝臣俄申・障由。」であったからだという。これも、通直のそれと同様であり、確かに、式部大輔の菅原輔正に不都合があったからだとその中で言っている。

当時の為文の肩書きは、「文章得業生・正六位上・大和権大掾」〈同上〉であり、官位の上でも、通直のそれとほとんど変わりがない。ただし、為文の場面には、その対策及第を目指す者として、通直よりもはるかに有利な立場にあったと想像される。なぜなら、当時の為文には、父の公方が健在であつたらしいからである。

藤原式家の学問の伝統を受け継ぐ為文の父・公方は、「従四位下・左衛門佐・文章博士」へ「尊卑分脈」に至った人物である。とくに文章博士には、天元四年(九八一)十月に従五位下で就任したらしいへ「二中歴」「儒者歴・文章博士」へ。その公方の卒年は、「系図纂要」によると長保三年(一〇〇一)五月二十日とされ(なお、「尊卑分脈」では、長保三年五月二十日を為文の卒年とする。

ただし、この「尊卑分脈」の説では、為文の子の義忠へ一〇〇四一〇四一の出生年時との関係で不都合があり、槇野広造「平安朝日記に記述されたる人物の研究」へ「平安文学研究」第六十二輯へにおいても、「系図纂要」の説を是とする。)、もしそうだったとすると、為文が対策に臨もうとしていた正暦三年(九九二)には、父の公方は今なお健在であつたことになる。父の助力を期待できる立場に為文がいたことになる。それは、祖父の朝綱・伯父の澄明を早くに失い、そればかりか、父の澄江の助力をも期待できなかったらしい当時の通直の境遇に比べると、はるかにめ

ぐまれていたと言えよう。

さて、さきの為文の上奏文は、正暦三年十二月二十日に申請通りに認可され、彼は対策及第を果たしているへ「桂林遺芳抄」。

一方、為文のその三日後に提出された通直の上奏文は、為文のそれに後れること八日目の同年同月二十八日に申請通りに認可され、ここに通直もまた念願の対策及第を果たすことになるへ同上。四十歳前後の年齢でようやく手にした栄冠であった。その栄冠は、あるいは、時期的に見て、当時の摂政・正二位の道隆（四十歳）の恩沢をこうむった結果とも考えられないことはない。というのは、道隆は正暦三年には、ちょうど四十歳になっており、それも同年十二月二十一日には、法興院で「四十算」の賀宴がとり行なわれているからであるへ「日本紀略」。通直の年齢も当時四十歳前後であったことを考えあわせると、その可能性も否定しきれないように思う。また、通直の方も、そのことを意識して、彼の上奏文中に「過強仕之期」という一句を敢えて挿入したとも、あるいは、考えられないことはないように思う。

とにかく、通直は念願の対策及第を果たした。しかし、念願の栄冠を手にしたながら、その後の通直の官位の昇進は、やはり思い通りにはいかなかったようである。

というのは、例えば、正暦三年（九九二）十二月二十八日に対策及第を果たした通直の、その四年後の長徳二年（九九六）の官位が、「治部少丞・正六位上（前文章得業生）」へ「長徳二年大間書」でしかなかったということがはっきりしているからである。

対策及第後四年間（実質的には、およそ九三年間）を経過しながら、

「本朝麗藻」全注釈

ら、通直の官位は、治部少丞・正六位上でしかなかった。彼は四十歳前後にもなっていたはずである。この「長徳二年大間書」は、一条天皇の長徳二年正月の除目の時の大間書であるが（同年同月二十五日の日付けを持つ）、そうすると、この時にはじめて通直は「治部少丞」の官職に任命されたということになる。その尻付けに「前文章得業生」とあるから、これが彼の対策及第後の初任官ということになるのであろう。そう言えば、位階の方も「正六位上」で、対策及第時の正暦三年当時のままであることが注目される。

驚くべき官位の遅滞ぶりと言えよう。通直は念願の栄冠を手にしたながら、その対策及第の正暦三年（九九二）十二月二十八日から長徳二年（九九六）正月の除目まで、実質的には、丸三年間というものの、新たな官位に任せられることがなかったのである。位階の方とはかく、官職の方は、対策及第後は、「……謹シミテ旧貫ヲ檢（けみ）スルニ、文章得業生猷策ノ輩ハ、一度ノ除目ヲ過ギズシテ京官ヲ拜任スル者（こと）、聖代不易ノ通規ナリ。（後略）」へ「除目大成抄」第八・藤原国能「請_レ特蒙_二天恩、依_レ対策及第_一、被_レ拜_二任_一諸司助闕_一状」元永元年（一一一八）十一月十九日付」とか、「……謹シミテ聖代ノ嘉猷（かいう）めでたいはかりこと」ヲ檢シ、伏シテ儒林ノ固実ヲ訪（と）フニ、猷策ノ輩ハ一度ノ除書ヲ過ギズシテ、必ズ要望ノ官職ヲ拜ス。」へ同上・藤原家実「請_レ殊蒙_二天恩、因_レ准先例、依_レ猷策_一、被_レ拜_二任_一右衛門尉闕_一状」治承元年（一一七七）十一月十五日付」とかであるように、一般には最も早い除目の時に京官を拜命するのが常道であったのである。

例えば、「除目大成抄」第八所収の菅原長守の「請_レ殊蒙_二天

恩、因_レ准先例、依_レ獻冊勞、被_レ拜_レ任式部丞并修理亮等關狀(治承二年正月二十日付)には、「右長守、謹シミテ案内ヲ檢スルニ、獻策ノ後、直チニ式部丞ニ任ゼラルルノ者、遠クハ延喜ヨリ近クハ聖ノ応保マデ、殿上・地下ハ都廬(すべて)二十一人ナリ。」と言ひ、対策及第後、すぐに「式部丞」に任命された先例者二十一名を列挙している。初任官が「式部丞」という限定付きであるが、その先例者のほとんどが、確かに、対策及第の年の翌年にはその官職に任命されている(二十一名のうち、その年内に任命された者二名、翌々年に任命された者二名である)。今、通直との関係で、これを一条朝の寛弘年間までに限って見てみると、その先例者は以下の十名になる。大江千古(延喜元年九月冊、同二年二月任之)・藤原文貞(延喜七年三月冊、同八年正月任之)・大江維時(延長元年八月冊、同二年二月任之)・藤原経臣(承平二年九月冊、同三年十月任之)・藤原国光(天慶六年冊、同七年三月任之)・大江齐光(天徳元年十月冊、同二年正月任之)・藤原雅材(応和二年冊、同三年正月任之)・藤原惟成(天禄二年冊、天延元年任之)・藤原広業(長徳四年十二月冊、長保元年正月任之)・藤原資業(寛弘二年十月冊、同三年正月任之)の十名が列挙されている。

右の大江千古から藤原資業の先例者十名のうち、藤原惟成一人を除いて、他の九人はすべて対策及第の翌年には「式部丞」に任官している。藤原惟成の場合だけ、天禄二年(九七二)に対策及第を果たしながら、翌々年の天延元年(九七三)に任官したことになっている。確かに、対策及第後、二年を経過して初任官を手にする藤原惟成のような場合もあったことはあつたらしい。ただし、それは極めて

て珍しいことであつたという。というのは、上記の藤原家実の上奏文へ「除目大成抄」第八・治承元年十一月十五日付には、さきの一文に続けて、「爰(ここ)ニ家実ハ去年十月ニ策試ヲ奉ズルノ後、二年ヲ送ルト雖モ、未ダ一官ヲモ給セラレズ。之ヲ先規ニ訪ヘバ、未ダ曹(かづ)テ此ノ例有ラズ。」とあり、対策及第後、はや二年を経過しようとするのに(彼の場合は、去年の十月に対策及第したと言つており、この上奏文を提出しているのがその翌年の十一月ということなので、実質的には丸一年をすぎたばかりである。それなのに「送二年」と言っていることに注目)、いまだ初任官を手にできないでいることを嘆き、これは未曾有のことだと言っているからである。

つまり、通直の当時に、勿論、「対策及第すれば最も早い除目に際して任官されるのは当然であつた」(桃裕行「上代学制の研究」二九一頁)はずなのである。ところが、通直の場合には、そうはなっていない。実質的には、およそ丸三年間というものは、彼は新たな官位に任ぜられたことがなかつたのである。彼は、対策及第を果たしてから数えて四年目の長徳二年(九九六)正月の除目で、ようやく「治部少丞」の官職を手にしたにすぎなかつたのである。彼が、その当時、いかほどの焦燥感・不安感・絶望感をいだいていたかは想像にかたくない。

その当時の通直も、彼よりもおよそ百年以上も後世のことになるが、上記の藤原国能の、「文章得業生献策之輩、不_レ過_二一度除目_一、拜_二任京官_一者、聖代_レ不易之通規也。」という意見や、同じく藤原家実の、「献策之輩不_レ過_二一度之除書_一、必_レ拜_二要望之官職_一。」と

いう指摘、それらとほとんど同様なことを恐らく考え、そして思っていたに違いない。そして、何よりも、同じく藤原家実の、「雖^レ送三年^一、未^レ給^二一官^一、訪^レ之先規^一、未^レ曾^レ有^レ此例^一。」という不満と同様なもの、いや、それ以上に強い不満（なげなら、通直の場合、「二年^一」どころではなく、「丸三年^一」であったからである。）を恐らく抱いていたに違いない。通直のそうした考え・思い・不満が、彼の焦燥感・不安感・絶望感を駆りたてずにはおかなかったらうと想像される。

さらに、通直は、より身近な存在としての祖父・朝綱の場合や伯父・澄明の場合を思い出し、それらを我が身の場合に引き比べて考えたことであろう。祖父・朝綱の場合は、延喜二十二年に対策及第し、翌二十三年正月十二日に刑部少丞に任じられていたへ「公卿補任」天曆七年条。また、伯父・澄明の場合は、天曆三年十一月二十日に対策及第しへ「日本紀略」、その任官の月日や当時の彼の年齢については未詳ながら、間違ひなく、その年内かその翌天曆四年九月までには、恐らく「兵部少丞」（「二中歴」第十二「詩人歴・儒者・諸大夫」に「江澄明^{兵部}」とあるのに従う。初任官として、最も官位の低いものを選んだ。なお、「尊卑分脈」には、「大膳亮・兵部丞・民部少輔・従五下」とある。）に任じられていた（といふのは、すでに述べたように、澄明は、対策及第の翌天曆四年九月には早世してしまふからである。）。

祖父・朝綱も伯父・澄明も、対策及第後はやはり年内かその翌年には初任官を手に行っているのである。すでにこの二人が亡くなつてから（伯父は天曆四年へ九五〇）に、祖父は天徳元年（九五七）に

死去）、通直が対策及第後の初任官「治部少丞」を手にした長徳二年（九九〇）を現在としても、もはやそれぞれ四十六年と三十九年という長い期間を経過しているわけであるが、通直にとつてはこの二人こそ「家風」や「門業」の誇りであり、常日頃彼の目標とすべき存在であったはずである。それ故に、過去のこの二人のありし状況と、彼自身の今日ある状況とは、通直によっていつも比較検討されていたに違いないと思う。例えば、今回の、彼が対策及第後に初任官を手にするのに丸三年もかかったという事実に対しても、伯父の場合には未詳であるが、祖父が対策及第したのは三十七歳の時であり、その後初任官を手にしたのは三十八歳の時であったこと、それに比較して、通直自身が対策及第したのは四十歳前後であり、その後初任官を手にしたのは四十四歳前後であること、ということは、前者の場合にも三歳前後、後者の場合にはすでに六歳前後も遅れをとっていることになる、などということに思いをめぐらし、彼の焦燥感・不安感・絶望感をより一層募らせていたことであろうと想像される。

ただし、通直は、彼の同門であり同世代であり、しかも年齢的にもほとんど差がなかったと思われるライバルの匡衡（すでに述べたように、通直の誕生は天曆七年前後と推定されるが、匡衡は天曆六年に誕生している。）の場合をも見知っていたに違ひない。匡衡も対策及第後の初任官「右衛門権尉」へ「中古歌仙三十六人伝」。なお、一本に「右衛門権大尉」に作る。を手にするのに、およそ丸二年と八ヶ月の年月を要していた。確かに、天元二年（九七九）五月二十六日に対策及第を果たしていたながら、匡衡がその後の初任官「右衛門権尉」に任じられたのは同五年（九八二）正月三十日であ

った(同上)。彼の場合にも、「聖代不易之通規」や「儒林之固実」が遵守されておらず、しかも、およそ丸二年八個月をも待たされるという、それこそ「未曾有」の取り扱ひを受けていた。通直は、勿論、その匡衡の場合をも見知っていたであろうから、このたびの彼自身のそれと比べてみて(それでも、匡衡の方が通直よりも四個月ほど早い)、多少はそれを気休めの理由にしていたかも知れない。

しかし、それとても、匡衡が三十一歳の時にあたり、通直がようやく四十四歳前後で対策及第後の初任官「治部少丞」を手にした長徳二年(九九六)から、数えて十四年も以前のことになる。しかも、あの時、匡衡は「右衛門権尉」を手にしたその翌月(天元五年二月八日)には、早くも「使ノ宣旨ヲ蒙リテ」へ「中古歌仙三十六人伝」。もと「蒙^三夫宣旨」に作るが、今、一本に「蒙^二使宣旨」とあるに從う。、「廷尉」へ「江吏部集」中「述懐。古調詩一百韻」を兼職しているのである。この「廷尉」とは、具体的には、「(檢非違使庁・大少尉) 是も左右衛門尉で兼帯する例であるが、：：。」へ和田英松「官職要解」一八九頁とあるように、「右衛門権尉」である匡衡が兼職したということで、檢非違使庁の大尉か少尉を指すものと思われる。匡衡は、当時、この兼職をことのほか喜んでらしく、上記の「述懐。古調詩一百韻」へ「江吏部集」中「二十八年ニシテ策ヲ献ジ、：：：三十一ニシテ官ヲ給セラレ、廷尉トシテ鷹鷲(ようせん・たかやはやぶさのような志の高い仲間)ニ列ス。」と、それを誇らかに記している(対策及第後の初任官ではなく、兼職の方を記していることに注目)。

通直は、その当時の匡衡の誇らしい様子をも今さらながら目に浮かべずにはいられなかったであろう。そして、それを目に浮べるとともに、長徳二年正月現在までの匡衡の官位の昇進ぶりにも思いを馳せずにはいられなかったに違いない。あの兼職を果たした後の匡衡の昇進ぶりは、いったいどうであろうか。通直にとつては、それはまさに目を見張るべきものがあつた。永観二年(九八四)正月七日に「從五位下」に叙せられたと思うや、その翌二月一日には「甲斐権守」に任ぜられ、さらに同年十月三十日には「彈正少弼」に補せられている。そして、永祚元年(九八九)正月七日には「從五位上」を手にし、同年十一月二十八日には、とうとう「文章博士」に至っている。それだけではない。匡衡の榮譽はさらに続く。正暦二年(九九二)正月一日に「次侍從」に選拔され、翌三年(九九二)正月二十日には「尾張権守」を兼任した。また、長徳元年(九九五)正月七日に「正五位下」に叙せられ、同年八月二十八日には「式部権少輔」を兼ねていたへ以上、すべて「中古歌仙三十六人伝」による。

つまり、長徳二年(九九六)正月までには、四十五歳の匡衡は、なんと、以上の官位にまで昇りつめていたのである。四十四歳前後の通直が、対策及第後の初任官「治部少丞」をようやく手にした時期にある。通直が、いまだ「正六位上」の位階に甘んじていた時期にある。

以上のように、長徳二年正月までの、ライバル匡衡の昇進ぶりを改めて思い浮かべた結果、さきほどの多少の気休め、すなわち、匡衡でさえも対策及第後の初任官「右衛門権尉」を手にするのにおよ

そ丸二年八個月の年月を費やしたではないか、という通直の、自身の官位の遲滞ぶりを慰めんとする気休めは、たちまち吹き飛んでしまったことだろうと思う。あのライバルは、今や、この自分とは問題にならないほどの官位の高みに登ってしまっている、と通直は思いなおし、彼は、再度の焦燥感・不安感・絶望感に苛まれたことであらう。

しかし、とにかく、ライバルの匡衡には官位の点でははるかに引き離されたとはいえ、対策及第を果たし、その後の初任官「治部少丞」をも手にした通直は、彼にも、今や念願の儒官への本格的な道がようやく切り開かれたことを実感したに違いない。それは、まぎれもなく、はるか以前、祖父の朝綱がその存命中に熱望してやまなかつたことであつた。大江家の、それも朝綱流の家風と伝統を継承する使命を生まれながらにして帯びなければならなかつた通直であるが、ほとんど独力でここまでたどり着いたと言つていいだろう。彼自身の才能のみを武器にして戦わなければならなかつた通直にとつて、險しく、本当に長い道りであつたと思う。しかも、前途にはなおも何一つ展望が開かれてはいないのである。

それでも、「治部少丞」に就任したその翌年の長徳三年（九九七）には、通直は、さつそく「少内記」に転じたいへい「除目大成抄」第八「課試及第」へ。そのような喜びも、当時の彼にはないことはなかつた。その「除目大成抄」の記事の尻付けには、「少内記大江通直・本治部丞」とあり、それが前職からの転任であつたこととはつきりする。また、その記事の小題目に「課試選官……例」とあり、少なくとも、その転任が遅ればせながらも対策及第の功に

よつてなされたいこともわかる。当時四十五歳前後の通直にとつて、「少内記」への転職はそれだけで誇らしいものであつたらうと思ふ。なぜなら、その官職には、まさしく、「詔勅真命をつくり、位記を書く職であるから、儒者で文章の上手なものを任撰したので、……」へ「官職要解」へとあるように、儒者たるべき者が補任されることになつていたからである。儒者としての才能が本當に試される職場であり、逆に、それ故に、自己の文章の才能を十分に發揮できる官職であつたからである。例えば、当時の通直は、「少内記大江昌言草と詔」へ「日本記略」長徳三年三月二十五日条」というようなことを見聞してはいたはずである。先輩の同僚（あるいは、前任者）の仕事ぶりに、彼自身も誇りをいっていたはずである。

以上のように、とにかく、長徳三年（九九七）までには、当時四十五歳前後の通直は「少内記」の官職に補せられており、宿願であつた儒者への道を現実には歩き始めていた。自己の文章（詩文）の才能を存分に發揮できる立場に、名実ともに身を置くようになっていた。例えば、当時の上司・大内記の一人に文人として名高い三十二歳の紀齊名がいたはずであるが、「権記」長徳三年十月十二日条へ、そのようなことも彼を喜ばせ、勇気付けたことであらう。当然のこと、公私の作文会などへの出席回数がこれまで以上に多くなつたであらうことは想像にかたくない。恐らく、彼は、そのような作文会の場に積極的の足を運んで自身の才能をできるだけ試し、儒者としての評価を世間に認めさせようとしたであらう。なぜなら、もはや彼には、そうすることしか、大江家の、それも朝綱流の家風

と伝統とを世間に認知させるすべがないこと、そして、当時の彼の官位昇進の遅滞（とくにライバルの匡衡のそれに比較してのことだが、長徳三年正月二十八日には、匡衡は「越前権守」をさらに兼職し、同年三月九日にはなんと「東宮學士」に補任されている。中古歌仙三十六人伝）。両者の距離は、ますます広がっていった。に対する焦燥感・不安感・絶望感を和らげる手段が残されていないことを思い知らされていたに違いないと想像するからである。まさに、その当時は、「しかし律令制度の崩壊と、それに代る撰閣政治が確立した現在、翰林出身の儒者達が活動する範圍は狭められてゐた。僅かに風雅の世界においてその才能を表したに過ぎず、廟堂に参劃して手腕を揮ふことはなかった。」（大曾根章介「大江匡衡」）とされる時代であつたのである。

しかし、残念ながら、長徳三年以前の通直が出席したであろう作文会のことについては、今の所、何の手掛りもなく、未詳としか言えない。また、長徳三年以後のそれについても、それほど多くの資料が残っているわけではなく、そのおおよそが知れるだけである。以下に、それについて見ていきたい。

まず最初に、通直の作文会への出席が資料的に確認できるのは、「権記」の長保元年（九九九）九月十一日の記事である。それには、「通直・広業来タル。帥宮（敦道親王）、観音院ニ於イテ作文ノ事有り、ト云々。」とあり、右大弁の行成（二十八歳）のもとに通直と広業とが立ち寄って、当日の敦道親王主催の観音院における作文会の様子を報告したということになっている。この記事からして、多分、通直と広業とは、当の作文会に出席したその帰りに行成

のもとを訪れたのであろう（後藤昭雄「平安朝漢文学論考」へ四一三頁）でも、「それは二人の経歴から想定される。」とし、また、森田兼吉「和泉式部日記論攷」へ三六四頁）でも、「最初から詩作を考えたうえでの随行者の選定であつた。」とする。

主催者の敦道親王は当時十九歳であつたが、彼が早くから当時の文人たちのパトロン的存在として作文会を主催していたことは、例えば、「（帥宮が）又、学生ども召し集めて、文作り遊ばせたまひけるに、……。」（「大鏡」卷中「内大臣道隆」伝）という記事や、源道済の、「暮春陪都督大王（敦道親王）遊覽法興院、同賦庭花依旧開。」（「本朝麗藻」卷上）と題する詩などを見れば容易に納得できる。このたびの作文会も、そうしたものの一つであつたのだろう。

ところで、「権記」その他の資料によると、この敦道親王主催の作文会が観音院で行なわれた長保元年九月十一日の、前日（十日）と前々日（九日）には、両日とも宮中で作文会が行なわれていたことがわかる。九日（重陽の節句）のそれは、まず、御前において「掩韻（おんふたぎ）」の遊びが行なわれた後、次いで「草樹減秋声」の題が「午」の時刻に出されて作文会となつたという（韻は「聞」字）。詩形は、「七言六韻」であつたとあるから、七言排律（十句）が指定されたものであろうか。左大臣の道長（三十四歳）や右大臣の顕光（五十六歳）をはじめとして（ただし、以上の両人は七言絶句を献上）、参議兼左權中將の齊信（三十三歳）以下の侍臣たちが詩を献じたという。また、御製もあつたという（「小右記」十日条）。ただし、この御前作文会は、官中の御物忌

により「密宴ノ遊ビ」へ「小右記」同年同月十日条」ということであったらしい。一方、「権記」の十日の記事によると、「辰ノ剋ニ詩ヲ講ズ。罷（しりぞ）キ出デラレズ。昨夕ヨリ御書所ニ於イテモ亦タ作文有レバナリ。」とあり、前日の御前作文会の講話が「辰」の時刻に行なわれたあと、行成は宮中より退出せずにそのまま昨晩から行なわれていた御書所の作文会に合流したと言っている。つまり、十日の宮中の作文会は、場所が御書所で、それは九日の夜から引き続き行なわれていたことがわかる。恐らく、九日の御前作文会が密宴という事で出席者に限りがあったのであろう。それ故に、御書所において別に作文会の席が設けられたのではないかと考えられる。

十一日に観音院で作文会を主催した敦道親王や、それに属従したであろう通直・広業も、前々日や前日に行なわれたそれら宮中の作文会に恐らく出席したに違いないと思われるが（少なくとも、御書所のそれには参加したであろう）、確証はない。ただ、例えば、それから二、三日あとの同年同月十三日に行なわれた宮中の御前作文会には、広業が出席していて、それも序文を献上していることへ「権記」同日条が確認できることなどから、そのことが強く推測されるのである。あるいは、敦道親王・通直・広業は九日・十日の宮中の作文会に三人とも出席していなかったかもしれないが、しかし、それらが開催されたということについては十分に知っていたはずであろうし、十一日当日に観音院で作文会を主催し、また、それに属従した彼等の心中に、そのことが大いに影響を及ぼしていたことは間違いないだろうと思う。

さて、通直とともに、十一日当日、敦道親王に属従した藤原広業は当年二十三歳の青年であり、当時式部少丞の官職に補せられていたへ「公卿補任」寛任四年条尻付け。彼は有国（長保元年当時は非参議・正三位で五十七歳。太宰大貳と弾正大弼を兼任）の一男であり、儒者・官僚を目指しながら、後年、東宮学士・文章博士・式部大輔を歴任し、最後には参議で従三位にまで至った人物であった（万寿五年没。五十二歳）。その、驚くほどの彼の官位昇進ぶりは（これも、通直のそれに比較してのことだが）、あけて、その個人的な資質と父有国のせいに帰することができるであろうが、とくに、長保元年（九九九）当時までのそれに今は注目してみたい。

儒者の道を目指した広業は、長徳二年（九九六）十二月六日には文章生に補せられ（二十歳）、翌長徳三年十二月には文章得業生に拔擢されている（二十一歳）。とくに、文章生に補せられた時には、「召_三式部大輔、下_三給去閏七月八日評定擬文章生試判文」。仰云、所_上詩九枚中、七枚有_レ瑕。以藤原広業・佐伯喜成_二為_レ及等_一。」へ「日本紀略」同日条とあるように、九名の中から彼を含めて二名だけが選抜されたという。彼は、確かに詩文の才にもめぐまれていたらしい。しかし、それにしても、なんと、その翌長徳四年十二月二十六日には対策及第をも果たし（二十二歳）、長保元年正月三十日には、対策及第後の初任官・式部少丞を手に入れているのである（二十三歳）。彼の個人的な資質だけではなく、父の有国の存在をも考えないわけにはいかないだろう。まさに、文章生に補せられてからの彼は、一年ごとにその目標を成就していることにならる。まさに、儒者への階段を駆けのぼっていると云えるだろう。す

で述べたように、通直の場合、対策及第を果たしたのが四十歳前後であり、その後の初任官・治部少丞を手にするのに丸三年ほど費やしているなどを改めて思いおこして、両者の相違に目を見張らないではいられない。それほど、広業の昇連ぶりは素晴らしく、逆に、通直の遅滞ぶりがひどい状態にあった、ということを変更して知らされるのである。

長保元年九月十一日に敦道親王に扈從して、その作文会に出席したであろう広業という人物は、以上述べたように、まさしく前途有為の青年であった。そして、彼が、その若さですでに当時の漢文学壇においても名をなしていたことは、さきにも言及したように、その二日後の同年同月十三日の御前作文会に序文を献上するという大役をおおせつかっているという事実によってもうかがい知ることができよう。〔「権記」同日条〕。その十三日の御前作文会の際には、参議正四位下で左大弁を兼職していた藤原忠輔（五十六歳）が「菊開花尽遍」（韻字は「鮮」）を詩題として提出し、広業が序文を献上したという。それに対して御製があり、左大臣・右大臣・左兵衛督（藤原高遠・非参議従三位）・宰相中将（齊信）も詩を献上し、侍臣もそれに従ったという。まことに晴れがましい舞台で、すでに広業は大いに活躍しているのであった。

一方の通直は、長保元年（九九九）には四十七歳前後になつてはたはずである。当時、彼がどの官職に任ぜられていたかについては未詳であるが、恐らく、二年前の長徳三年時そのままに「少内記」であったのではなからうか。「式部少丞」の広業と同道して行成のもとを訪れ、十一日当日の観音院での敦道親王主催の作文会につい

て報告していることからして、そのように推測されるのである（勿論、彼のこれまでの官位昇進における遅滞ぶりが、その推測を補強してくれるだろう）。それにしても、敦道親王の十九歳と広業の二十三歳、それらに対する通直の四十七歳前後という組み合わせはどうであろうか。とりわけ、広業と通直の取り合わせは興味深い。当時の通直の官位昇進における遅滞ぶりをそれが象徴していると思えるからである。

さて、次に、通直の作文会への出席が資料的に確認できるのは、彼が「花鳥春資貯」と題する本詩（上の10）を作った、すなわち、寛弘三年（一〇〇六）三月二十四日の道長邸における作文会なのである。この時の作文会についてはすでに言及したが、「権記」〔同日条〕にのみその記事が認められ、行成が道長邸に出かけてその作文会に出席したことを書す（ただし、「史料大成」本では、詩題を「花為春資貯」に作る）。今の所、それに出席した人物としては、主催者の道長と「権記」の著者・行成（なお、「行成詩稿」中に、行成の作品と思われる同題詩の一聯が見える。）のほか、「本朝麗藻」〔巻上〕に同題の作品を残す齊信・公任・通直の三人、それに「江吏部集」〔巻下〕に同題詩を残す匡衡の、計六人が特定できるだけである。

その特定できる出席者の顔ぶれを見てみよう。主催者・道長は左大臣正二位の四十一歳、齊信は権中納言従二位（兼中宮大夫・右衛門督・使別当）の四十歳、公任は中納言従二位（兼皇太后宮大夫・左衛門督）の四十一歳、行成は参議正三位（兼兵部卿・左大弁・侍従・播磨守）の三十五歳であり〔「公卿補佐」〕、さらに、匡衡は五

十五歳で東宮學士正四位下に至っていた（『中古歌仙三十六人伝』）。そして、通直である。彼の場合は、年齢が五十四歳前後になつていたはずである。ただし、官位は未詳。

通直が五十四歳前後の年齢であつたと想定される寛弘三年三月二十四日の、道長邸作文会で作つた詩が本詩（上の10）のそれなのである。後の〔評説〕の項で改めて詳述するつもりであるが、当時の通直の年齢や官位について考えるとき、とくに本詩の尾聯はどうしても見のがすことができないように思う。そこでは、彼は、「爲_二吾未_三有陽和徳_一、鬢雪甚寒任陸沈_二」と詠じていたはずである。自分にはいまだ「陽和ノ徳」（有り難い春のような天子の恩沢）の訪れがなく、世間では春の季節も終わろうとしているのに、相変らず白髪を冬の寒さに打ち震わせて、かたくなに儒者の本分を守つております、というほどの意味でそれはあつた。

まず、「鬢雪」と詠じている。雪のように白い頭髮の意であるが、通直の当時の年齢が五十四歳前後であつたと想定されることから、これが決して単なる詩的誇張の表現ではなかつたということが理解できるであろう。というのは、当時の彼の年齢が、「老八年五十以上ヲ謂フナリ。」（皇侃「論語集解義疏」卷八）とある、その「老」の範圍にまでもすでに十分に達しているからである。

次に、「吾ニ未ダ陽和ノ徳有ラザルガ為ニ」と言い、「甚ダ寒（ここ）エテ陸沈ニ任（た）フ」と言っている。すでに指摘したように、当時の彼の官位については未詳であるが、これらの詩語の中にも、これまで見てきたような、彼の現実の官位昇進における遅滞ぶりがあるのまゝに投影されていると見て間違いないように思われ

る。

なぜか。通直が長徳三年（九九七）に四十五歳前後で「少内記」に補せられたことはすでに言及したが、それから九年後にあたる寛弘三年（一〇〇六）当時、彼が果たしてどのような官位に就いていたのかは確かに未詳である。しかし、ただ、彼が「従四位下」で「文章博士」に就任するのには、さらに四年の歳月を費やす必要があつたこと、それは他の資料によつて分かつている（例えば、「二中歴」〈儒者歴・文章博士〉では、通直の就任を「寛弘七年八月・従四位下」のこととする。）。五十八歳（従四位下）でようやく文章博士に補せられることになる彼なのである。ライバルの匡衡はすでに永祚元年（九八九）十一月に三十八歳の若さ（従五位下）で手にし、その上、寛弘六年（一〇〇九）三月に五十八歳（正四位下）で再任されている（同上）。さらに以言までが長保三年（一〇〇一）八月に四十七歳（従五位上）で補せられている（同上）。そのような文章博士の官職に、通直は五十八歳でようやくたどりついているわけである。その事実から推定しても、寛弘三年当時の彼の官位が決して満足すべきものではなかつたであろうこと、つまり、それ以前の彼の官位昇進における遅滞の状態が依然として当時も続いていたであろうことは、容易に想像されてくるのである。そして、少なくとも、当日の作文会に同席していた通直のライバルの匡衡（通直とは同門であり、同世代であり、ほぼ同年齢であつた。匡衡の当時の官位は、すでに述べたように、東宮學士正四位下に至っていた。）の官位昇進ぶりに比較すれば、寛弘三年当時の通直のそれなどは到底問題にもならなかつたはずのものであつたに違いない、と思われてくるの

である（ただし、寛弘七年八月の文章博士就任時には「從四位下」であったということから、長徳二年時の「正六位上治部少丞」から推定すると、寛弘三年当時の位階の上昇は、ある程度は、勿論、考えられる。）。

こうした想像と思いが、「鬢雪」の詩語がすでにそうであったように、「為吾未_レ有_レ陽和徳」「甚寒任_レ陸沈」というそれらをも、寛弘三年当時の現実の通直像をむしろありのままに投影しているのではないかと、と大いに結論付けさせてくれるのである。通直は、寛弘三年当時の彼の実像を、三月二十四日の道長邸作文会の席上でものした七律「花鳥春資貯」の尾聯で率直に詠じているように思う。そこでは、打ち寄せる老齡の波におびえ、依然として続く官位昇進における遲滞をなげいている。

〱一九八六・八・二一、未完〱